

生活保護のしおり

このしおりは、

生活保護について大切なことが書いてありますので、必ず読んでください。

あなたの世帯の担当は、

淡路市役所 地域福祉課

生活福祉係の_____です。

電 話 0799-64-2127(直通)

電 話 0799-64-0001(代表)

FAX 0799-64-2529

1 生活保護とは

生活保護とは、憲法 25 条に規定する理念に基づき「健康で文化的な最低限度の生活」を保障するとともに、自分の力で生活していけるように手助けする制度で、暮らしに困った場合に、困窮の程度に応じた援助が受けられる制度です。

この制度では、次のような定めがあり、最善の努力を尽くしても、なお生活できない場合に福祉事務所に申請（急迫な場合で申請できない状況にあるときは除かれます）することにより、国が定めた一定の基準に従って必要なお金や物品などが支給されます。

- （１）働ける方は、能力に応じて仕事に励んでください。
- （２）生活必需品以外の財産のある方は、暮らしのために活用してください。
- （３）親子、兄弟姉妹、親せきなどがおられる方は、できるだけその方々から援助を受けてください。
- （４）年金、支援給付金、雇用保険、手当などが受けられる方は、すべてを受けてください。

2 保護の決め方

(1)世帯単位について

最低生活費や収入の計算はすべて世帯ごとにされます。同居する者が親族であれ、他人であれ、同じ家屋に住んで生活をともにしている者の集まりを原則世帯として扱います。

また、家を離れて他で働いている場合（出稼ぎなど）や家族の人が入院していても同じ世帯になります。

(2)収入認定について

お金や品物、給与、仕送り、年金収入、借金などを問わず、現実的に世帯へ入ったすべてのものが収入となります。

また、これらの収入を得るのに必要とした通勤費や働きによる勤労控除などが必要経費として認められますので、働いて収入を得た場合は働いていない場合よりも世帯全体としての生活費は増えることになります。

なお、善意の寄付金や修学の貸付金など収入としない場合もあります。

(3)調査について

保護を必要とするかどうかを判定し、決定するために保護申請書、資産申告書、収入申告書、確認書、関係機関に対する調査同意書を提出していただくことになります。

3 生活保護の種類

生活保護は、その内容によって、生活・住宅・教育・医療・介護・出産・生業・葬祭の8種類の扶助と臨時的な需要に応じるための各種の一時扶助などがあり、必要に応じて支給されます。

また、各種加算もあり生活扶助に加えて計算されます。

生活保護は事前の申請が原則必要で、一時扶助などについても福祉事務所に事前の相談・申請を行ってください。

〈扶 助〉

- (1) 生活扶助…食べるもの、着るもの、光熱水費など日常のくらしの費用
- (2) 住宅扶助…家賃、地代など
- (3) 教育扶助…義務教育に必要な費用（給食代、学級費を含む）
- (4) 医療扶助…ケガや病気の治療をするための費用
(通院費、コルセット等補装具、眼鏡)
- (5) 介護扶助…介護を受けるための費用のうち介護保険から支給されない分
- (6) 出産扶助…お産をするための費用
- (7) 生業扶助…高等学校等就学費用、自立の為に技能を身につけるための費用
- (8) 葬祭扶助…お葬儀をするための費用

〈各種加算〉

- | | | |
|------------|----------|-----------|
| ○妊産婦加算 | ○母子加算 | ○障害者加算 |
| ○介護施設入所者加算 | ○在宅患者加算 | ○放射線障害者加算 |
| ○児童養育加算 | ○介護保険料加算 | |

〈一時扶助〉

毎月支給される保護費のなかには、最低生活費として必要なものは、すべて含まれています。

しかしながら、出産、入学、入退院などの場合や新しく保護を開始される者で物資などの持ち合わせがない場合など、やり繰りではこれらの物資を確保させることが困難な場合があります。

そこで、そのような場合に限って、一時的に一定のものの支給をします。

被服費

布団・・・・・・・・布団類が全くない、または使用に堪えなくなった場合の費用

被服・・・・・・・・被服を持っていない場合の費用

新生児被服等・・出産を控えて産着などを必要とする場合の費用

寝巻等・・・・・・・・入院を必要とする者が入院に際し、寝巻などが全くない又は使用に堪えない場合の費用

おむつ・・・・・・・・常時失禁状態にある者でおむつを必要とする場合の費用

入学準備金・・・・・・・・小・中学校の入学準備に必要な費用

家具什器・・・・・・・・長期入院後退院する単身者、災害罹災者などの場合に必要とする炊事用具・食器類の費用

配電設備・・・・・・・・はじめて配電設備を新設する際の費用

〈そ の 他〉

転居の際の敷金等・・・退院する場合や都市計画法などによって転居がやむを得ない場合に必要な費用

家屋補修費・・・家屋の屋根や壁などの補修を必要とする場合の費用

入浴設備の付設・・・重度の心身障害者、歩行困難な老人などで近隣に公衆浴場がないときに必要な費用

通学用自転車・・・通学のために自転車を使用しなければならない場合の自転車購入費

〈治療材料、施術、医療扶助の移送の給付〉

治療材料の給付・・・眼鏡、歩行補助つえ、義肢、ストーマ装具などの給付を受ける費用

施術の給付・・・・・・柔道整復、はり・きゅう、あん摩・マッサージの給付を受ける費用

移送の給付・・・・・・医療機関に通院する際等の交通費

○それぞれの支給には一定の条件や上限額がありますので、上記の項目であっても、支給されない場合があります。

また、一時扶助は上記項目以外にもありますので、まずは、福祉事務所にご相談ください。

○支給にあたっては、領収書などの必要な場合もあります。

4 あなたの権利と義務

- (1) 正当な理由がなければ、すでに決定された保護については変更されません。
- (2) 保護金品について、課税されたり、差し押さえられることはありません。
- (3) 保護を受ける権利を譲り渡すことはできません。
- (4) 常に能力に応じて働き、支出の節約を図り、生活の維持向上に努めなければなりません。
- (5) 次のようなときには、すみやかに届け出なければなりません。
 - ア 住所をかえるとき。
 - イ 家族の人にかわったことがあったとき。(就職・進学・転入・転出・出産・死亡・妊娠など)
 - ウ 仕事についていなかった人が仕事についたとき。
 - エ 仕事をかわったとき。
 - オ 働く日数や収入がかわったとき。(ボーナスが入ったとき、年金額がかわったとき)
 - カ 家賃や地代がかわったとき。
 - キ 交通事故など災害にあったとき。
 - ク その他の生活の状況に変動があったとき。
- (6) 福祉事務所が行う指導・指示（地区担当の訪問指導を含む）には従わなければなりません。
これらの義務を守らないときは、保護を停止または廃止されることがあります。

5 その他

(1)費用の返還について

資力があるにもかかわらず、保護を受けたときには、先に支給された保護費（医療扶助、介護扶助含む）をあとから返還しなければなりません。

また、うその申告をして保護を受けた場合及び暴力団員であることを申告せず保護を受けていた場合も、すでに支給した保護費を返していただき、処罰されることもあります。

不正な手段で保護を受けたときには、3年以下の懲役または、100万円以下の罰金が課せられます。

(2)不服の申立について

福祉事務所の行った保護の申請却下、変更、停止、廃止などの決定に不服があるときは、決定があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、兵庫県知事に対して審査請求を行うことができます。ただし、外国人の方は申立ができません。

なお、うその申告をして保護を受けた場合の費用徴収決定処分については、市長に対して審査請求を行うことができます。

知事（市長）は、審査のうえ裁決します。この裁決に不服のある場合は、さらに再審査請求を行うことができます。

(3)保護費の受け取りかた

○ 口座払い……毎月5日（休日のときは前日）に口座に振り込まれます。

(4)医療の受けかた(けがや病気になったとき)

家族の方がけがをしたり病気にかかって、医者にみてもらうときは（入院するときも通院するときも）その前に必ず福祉事務所または各事務所に届け出てください。

もし急病などで届けができないときは、その後においてすみやかに届け出てください。

病気がなおったとき、退院するとき、医者をおかわろうとするときは、ただちにそのことを福祉事務所または各事務所に届け出てください。

保護を受けておられるあいだ（保護の停止中を除く）は国民健康保険証や後期高齢者医療保険証は使用できませんので、すみやかに住所地の事務所へお返してください。

《お問い合わせの相談窓口》

○淡路市福祉事務所 地域福祉課生活福祉係

住所：淡路市生穂新島 8 番地

電話：0799-64-2127（直通）

0799-64-0001（代表）

○お近くの事務所

岩屋事務所 市民窓口課 ☎0799-72-3111

北淡事務所 市民窓口課 ☎0799-82-1144

一宮事務所 市民窓口課 ☎0799-85-1122

東浦事務所 市民窓口課 ☎0799-74-4101

お気軽にご相談ください。